

地域内フィーダー系統に係る 補助額算定に関する 基本的な考え方

平成24年11月5日(月)

九州運輸局企画観光部交通企画課

地域内フィーダー系統における補助額算定の考え方(定路線)

補助額: 事前算定による予測収支差の1/2

予測収支差: 経常費用見込額 - 経常収入見込額

自治体ごとに
上限額あり

経常収入見込額:

系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 系統の計画実車走行キロ

経常費用見込額:

どちらか低い額

事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 or 標準単価
× 系統の計画実車走行キロ

【経常収入に計上される収益】
(主なもの)

運送収入

- ・旅客運賃
- ・手荷物運賃
- ・小荷物運賃
- ・手回品料金 等

運送雑収

- ・物品管理料
- ・広告料
- ・諸手数料
- ・諸貸付料 等

金融収益(営業活動に付随して行われる財務活動、投資活動によって得た収益)

- ・預貯金利息
- ・受取手形利息
- ・有価証券利息 等

その他の営業外収益

- ・流動資産売却益
- ・車両売却益
- ・不用品売却代
- ・諸手数料 等

【経常費用に計上される費用】
(主なもの)

運送費

- ・現業部門の人件費
- ・燃料油脂費
- ・修繕費
- ・減価償却費
- ・保険料(自賠責、火災保険等)
- ・施設使用料(借地料、借家料等)
- ・自動車リース料
- ・施設賦課税(固定資産税、自動車2税、不動産取得税等)
- ・事故賠償費
- ・道路使用料
- ・その他現業部門に係る経費

一般管理費(管理部門関係)

- ・人件費
- ・減価償却費
- ・保険料
- ・施設使用料
- ・施設賦課税
- ・広告宣伝費 等

金融費用

- ・支払利息
- ・社債利息 等

その他の営業外費用

- ・流動資産売却損
- ・車両売却損
- ・車両除却損
- ・貸倒償却 等

一の事業者が、他の一般旅客運送事業とともに実施している場合は、**一定のルール**により費用・収益を配分して区分経理
自治体職員が**他の業務の兼務**している場合は**フィーダー業務に従事した時間の割合に応じて**人件費を算出

地域内フィーダー系統における補助額算定の考え方(区域)

補助額: 事前算定による予測収支差の1/2

予測収支差: 経常費用見込額 - 経常収入見込額

自治体ごとに
上限額あり

経常収入見込額:

1両の1時間当たり経常収益の見込額 × 事業者の計画サービス提供時間

経常費用見込額:

どちらか低い額

事業者の時間当たり経常費用の見込額 or 標準単価

× 事業者の計画サービス提供時間

【経常収入に計上される収益】
(主なもの)

運送収入

- ・旅客運賃
- ・手荷物運賃
- ・小荷物運賃
- ・手回品料金 等

運送雑収

- ・物品管理料
- ・広告料
- ・諸手数料
- ・諸貸付料 等

金融収益(営業活動に付随して行われる財務活動、投資活動によって得た収益)

- ・預貯金利息
- ・受取手形利息
- ・有価証券利息 等

その他の営業外収益

- ・流動資産売却益
- ・車両売却益
- ・不用品売却代
- ・諸手数料 等

【経常費用に計上される費用】
(主なもの)

運送費

- ・現業部門の人件費
- ・燃料油脂費
- ・修繕費
- ・減価償却費
- ・保険料(自賠責、火災保険等)
- ・施設使用料(借地料、借家料等)
- ・自動車リース料
- ・施設賦課税(固定資産税、自動車2税、不動産取得税等)
- ・事故賠償費
- ・道路使用料
- ・その他現業部門に係る経費

無形固定資産
(ソフトウェア
等)もここ

一般管理費(管理部門関係)

- ・人件費
- ・減価償却費
- ・保険料
- ・施設使用料
- ・施設賦課税
- ・広告宣伝費 等

金融費用

- ・支払利息
- ・社債利息 等

その他の営業外費用

- ・流動資産売却損
- ・車両売却損
- ・車両除却損
- ・貸倒償却 等

一の事業者が、他の一般旅客運送事業とともに実施している場合は、一定のルールにより費用・収益を配分して区分経理
自治体職員が他の業務の兼務している場合はフィーダー業務に従事した時間の割合に応じて人件費を算出

補助申請に係る減価償却費について

事業などの業務のために用いられる車両、建物等の資産(有形固定資産だけでなく、無形固定資産もある)は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていく。

使い始めた瞬間に価値が0になるという考え方はしない

価値の減少分を毎事業年度(申請においては10月から翌年9月分)に減価償却費として計上。

価値の減少分の算出は、耐用年数をベースに定額法と定率法がある。

耐用年数については、事業者の判断において設定。

日本公認会計士協会において、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、**経済的使用可能予測期間に見合ったもの**でなければならず、**各企業が**自己の「資産」につき、経済的使用可能予測期間を見積もって**自主的に決定すべき**(「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」平成19年4月25日)との見解が示されている。

ただし、**自家用有償における申請については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき減価償却費を計上**

【減価償却のイメージ】(出典:国税庁HP)

	定額法
耐用年数	10年
償却率	0.100
改定償却率	-
保証率	-
償却保証額	-
1年目の償却費の額	100,000円 (= 1,000,000 × 0.100)
2年目～6年目の償却費の額	100,000円 (= 1,000,000 × 0.100)
7年目の償却費の額	100,000円 (= 1,000,000 × 0.100)
8・9年目の償却費の額	100,000円 (= 1,000,000 × 0.100)
10年目の償却費の額	99,999円 期首帳簿価額-1円 < 1,000,000 × 0.100

【重要】イメージしやすいように税法上の取扱いのケースを明示

企業会計上は、日本公認会計士協会において、残存価額は「固定資産の耐用年数到来時において予想される**当該資産の売却価格又は利用価格から解体、撤去、処分等の費用を控除した金額**であり、耐用年数と同様に、**各企業が当該資産の特殊な条件を考慮して合理的に見積りを行うべきもの**」(「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」平成19年4月25日)との見解が示されている。